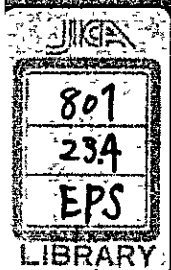


業務資料 No.596

カナダ移住調査報告書

昭和56年1月

国際協力事業団



カナダ移住調査報告書

JICA LIBRARY



1035630[1]

昭和56年 1 月

国際協力事業団

移 計 調
J R
81 - 1

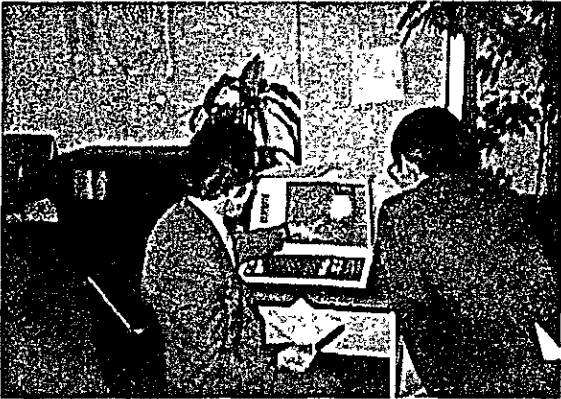
国際協力事業団	
発行 84. 3. 16	801
	23.4
登録No. 00480	EPS



移住者の職業紹介、職業訓練その他各種手続の窓口となる「カナダ雇用センター(CEC)」
(トロント)



CECでの職業相談 (トロント)



CECのコンピューターによる職業紹介システム (バンクーバー)



新来移住者の生活相談や各種指導を行うオンタリオ・ウエルカム・ハウス

(トロント)



移住者への各種援助を行っているボランティア団体「モザイク」 (バンクーバー)



「モザイク」で新来移住者の相談に応じる日本人スタッフ鹿毛達雄氏

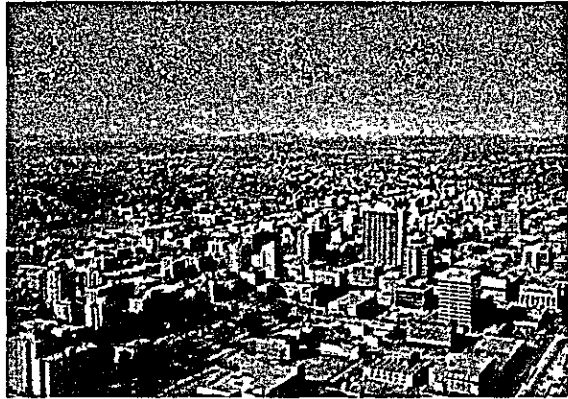
(バンクーバー)



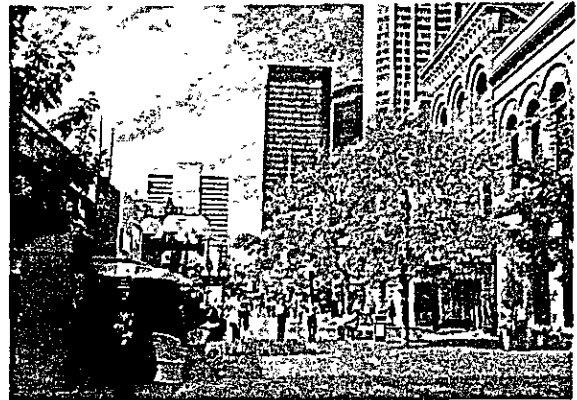
電気器具修理店を営む崎野和雄氏
(バンクーバー)



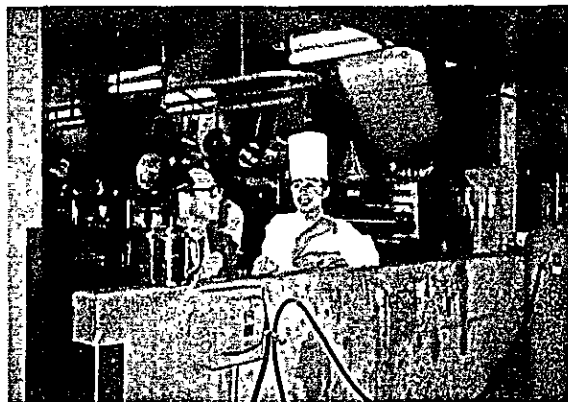
マノジュールム農場を経営する後藤寅信氏
(ナントン、アルバータ州)



発展を続けるカルガリーのスカイライン



カルガリーのショッピング街



一流ホテルのコンクとして働く神林氏
(オタワ)



屋外でファミリー・パーティーを楽しむ移
住者達 (オタワ、後藤弥一郎氏宅)

あ い さ つ

本調査は、昭和55年度「新移住先国調査」として実施したものである。カナダは移住先国として目新しくはないが、ここ2～3年日本からの移住者が増加しており、新しい移住形態である企業者移住の日本からの受入れにも積極的である等の理由から調査対象国とした。カナダ移住の相談者は多く、年間10万人を越える移住者が世界各国からカナダに移住している状況の中で、当事業団の移住相談業務におけるカナダの比重は今後も増大することと思われる。

今回の調査においては、カナダの移住者受入れシステムや日本人移住者の現況等を一層明確にし、更に連邦政府、州政府の移住および小企業担当官との会談から、カナダ国の移住政策や企業者移住のシステムについても理解を深めることができた。本調査結果を業務遂行上の参考として大いに活用されたい。

調査の実施にあたり協力をいただいた在日カナダ大使館、カナダ雇用・移民委員会、オンタリオ、ノヴァ・スコシア、ケベック、アルバータ、フリテッシュ・コロンビア各州政府、在加日本公館、外務省移住課の方々に対し深く感謝する。特に、カナダ大使館査証部 Conrad J. Adams 参事官には絶大なる協力をいただいたことをここに記して、感謝の意を表明する。

昭和56年1月

移住計画調査部長

目 次

I 調 査 目 的	1
II 調査チームの構成と調査日程	2
III 調 査 結 果	8
1. カナダの移住者受入体制の現況	8
2. 比較的新しい移住者の現況	14
3. 企業者移住に関する調査	18
4. 調査結果に関する若干の考察	28
〈参 考 資 料〉	31
1. 調査チーム面談移住者のコメント	33
2. 溶接、自動車整備に関する資格、雇用慣習等	36
3. 収集資料リスト	38

I 調 査 目 的

「新移住先国調査」は、移住相談において移住希望先国が年々多様化するのに応えるため、従来、事業団が相談業務として扱ってこなかった国々についても、出入国の条件、夫々の国の現況、日本人の移住の可能性といったものを調査し、又、資料を収集して、移住希望者のニーズに広く応じようとするものである。

昭和55年度においては、移住先としては目新しいものではないが、次の理由により、調査対象国としてカナダを選定した。

- ① 近年 新規相談件数の約 1/3 は、カナダ移住希望である。
- ② 事業団扱いカナダ移住者数は、54年度においてブラジルに次ぐ203人にまで増加し、今後も増加する見込みである。
- ③ 中南米諸国においては、当団組織が広く配置され、各種情報の収集や移住者の現況把握が容易であるが、カナダにおいては移住に関する情報や既移住者の現況把握等が不十分である。このため、移住希望者に対する相談、資料提供等で移住協定締結国等に比すると不完全である。
- ④ カナダ国は、本年度より企業者移住という新形態での移住を積極的に推進しており、JICAにも本形態による移住の相談等で協力を依頼してきている。

なお、カナダ移住希望者へのより詳細な情報の提供のための資料収集・調査および新しい移住形態である企業者移住の内容把握のため調査内容を主として次の通り設定した。

- ① カナダの移住者受入体制の現況
- ② 比較的新しい移住者の現況
 - ア、渡航後2年目および5年目の移住者の現況
 - イ、アン・スポンサード移住者の就職状況
 - ウ、サービス業（主として、レストラン関係）におけるスポンサード移住の実態
- ③ 企業者移住に関する調査
 - ア、企業者移住に関する受入州の審査基準や意向
 - イ、各州において受入れを希望している企業の種類およびその可能性
 - ウ、企業移住者に対する各州の優遇政策
 - エ、本形態による移住者もしくは移住後独立した移住者の現況

Ⅱ 調査チームの構成と調査日程

1. 調査チームの構成

今 津 武 (J I C A 移住計画調査部調査開発課)

高 嶋 俊 政 (J I C A 移住国内事業部工業移住課)

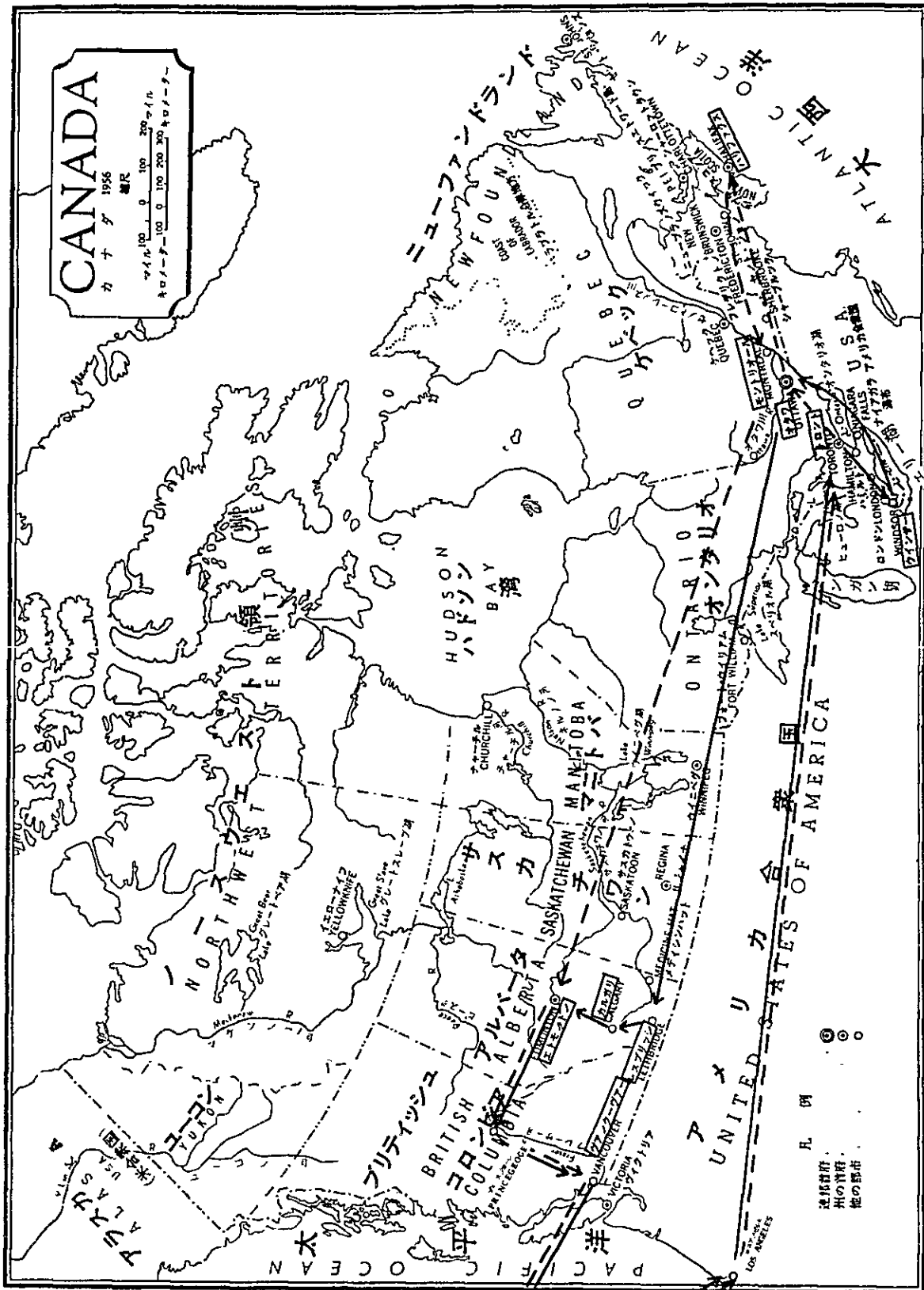
2. 調査日程

月日	曜日	主を訪問先・面談者	備考
8月23日	土	<ul style="list-style-type: none"> 成田発(17:20 JAL-62) Los Angeles 着(11:00) 	<p>カリフォルニアの日系移住者の動向について</p> <p>カリフォルニア州の最近の移住者受入動向</p>
24日	日	<ul style="list-style-type: none"> Nozaki Nursery INC 経営者 野崎氏(Torrance市) 	
25日	月	<ul style="list-style-type: none"> 米国法務省移住市民局カリフォルニア地方局長O.G. Sevell氏(Los Angeles) 	
26日	火	<ul style="list-style-type: none"> ロスアノジェルス総領事館武藤友治首席領事 Los Angeles 発(8:45 A)-790) Toronto 着(16:10) 日系自営移住者との懇談、平野耕作氏(地下資源探査機器製造業)他2名 	表敬
27日	水	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府雇用移民委員会(CEIC)オンタリオ地方局長J.D. Boyd氏 <p>以下移住関係部局担当者9名との討議</p>	<p>オンタリオ州を中心とした移住者受入動向及び企業者移住について</p> <p>企業移住者について(企業移住者援助等)</p>
28日	木	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府通産省オンタリオ州事務所代表B. MacPherson 以下5名 トロント総領事館 茂木良三総領事 技術移住者との懇談 山口 忠氏(都市設計技師)他3名 オンタリオ州議会 首相付首席事務官A. Guest 氏 オンタリオ州産業・観光・小企業省 選考・職業紹介課長J.S.Carrick氏以下7名 <p>トロント新移住者の会メンバーと会食</p>	<p>表敬</p> <p>オンタリオ州の職業紹介、企業移住等について</p>

月 日	曜日	主 な 訪 問 先	先 ・ 面 談 者	備 考
8月29日	金	(今 津) <ul style="list-style-type: none"> • Toronto 発 (8:20, A(1)-303) Windsor 着 (9:09) • オンタリオ州ウンガ―事務所産業・観光担当 E. Toldo 氏他1名 • Windsor-Essex 地区開発委員会委員長 J.R. Moore 氏 • 農業移住者蔵本氏(蔬菜等)訪問 	(高 嶋) <ul style="list-style-type: none"> • カナダ雇用センター (CEC)、カナダ移民センター (CIC)、オンタリオ、ウエルカム・ハウス (OWH) 視察 • 技術移住者との懇談 高嶋氏(金型)他1名 • 移住協力員江口静子氏との懇談 • 機械関係工場見学 • 技術移住者との懇談 人森氏(医療検査士) • 技術移住者との懇談 逢沢氏(自動車整備) • Toronto 発 (16:05, A(1)-458) Ottawa 着 (16:56) 	ウンガ―地区の企業移住者受人可能性等について(今津)
30日	土			
31日	日	<ul style="list-style-type: none"> • Windsor 発 (14:35, A(1)-166) Ottawa 着 (16:27) 		
9月1日	月	<ul style="list-style-type: none"> • 移住者との懇談 後藤弥一郎氏(自動車整備)他5名 		
2日	火	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦政府 CIC 移民・人口政策局長 C. Best 氏以下関係職員4名 • 日本大使館 須磨千秋大使 		カナダの移住政策全般について 表 敬

月 日	曜日	主 な 訪 問 先	面 談 者	備 考
9 月 3 日	水	(今 津) <ul style="list-style-type: none"> • Ottawa 発 (9:30 AC-113, KJ-615), Lethbridge 着(15:15) 	(高 嶋) <ul style="list-style-type: none"> • Ottawa 発 (8:00 AC-616) Halifax 着 (10:31) • 連邦政府雇用・移民省ハリファックス事務所々々長 J.P. LeBlanc 氏以下3名 • 企業者移住検討グループ L. M. Edelstein 氏 (通産省) 以下6名 • 連邦政府通産省ハリファックス事務所々々長 E.A. Coolen 以下3名 • 工場見学 (Industrial Estates Ltd.) • 連邦政府地域経済開発省ハリファックス事務所製造業部長 S.C. Belson 氏以下3名 • ノヴァ・スコシア州研究基金副理事長 T.B. Nickerson 氏 • Halifax 発 (17:30 AC-129) Montreal 着 (17:59) • 連邦政府 (EIC) ケベック事務所募集選考課長 S. Bergevin 氏 • ケベック州政府移民省 移民・企業投資部長 R. Caron 氏 • モントリオール総領事館長 田光雄 首席領事 	ハリファックス地区への移住について ハリファックス地区への企業者移住について ハリファックス地区への企業者移住について アルバータ州の農業および農業移住の可能性 ハリファックス地区の経済開発と企業者移住の受入について
4 日	木	(今 津) <ul style="list-style-type: none"> • 日本人農業移住者後藤寅信氏 (マントナム) 訪問 (Nanton, Alberta) • Lethbridge 農業試験場 (連邦政府農林省) R. Hironaka 博士他1名 		
5 日	金	(今 津) <ul style="list-style-type: none"> • 日系農場およびポテト加工・出荷場 Shinbashi 氏 (Taber, Alberta) • Lethbridge 発 (15.45 KI-615) Calgary 着 (16:30) 		ケベック州における移住者の就職状況 ケベック州への企業者移住について 表 敬

月 日	曜日	主 な 訪 問 先 ・ 面 談 者		備 考
9月 6日	土	(今 津)	(高 嶋)	
9月 7日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本料理店支配人百竹一成氏(移住者) ・ Calgary 発 (15:45 PW-686) Edmonton 着 (16:21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Montreal 発 (11:00 AC-409*AC-127) Edmonton 着 (16:38) 	
8日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・ C E I C アルバータ州/NWT地方局局長 R.G. Gates 以下2名 ・ アルバータ州成人教育・人材省雇用開発部長 J.A. Corneil 氏以下3名 ・ エドモントン総領事館 佐田那利総領事 ・ アルバータ州観光・小企業省小企業援助部長 P. Shragge 氏以下2名 ・ アルバータ州農業省市場部長 D.R. Glover 氏以下2名 		<ul style="list-style-type: none"> ・ アルバータ州への移住について ・ アルバータ州における労働事情等表 敬 ・ アルバータ州における企業者移住受入について ・ アルバータ州における農業ビジネスの可能性
10日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ Edmonton 発 (7:50 CP-038) Prince George 着 (10:00) ・ プリンス・ジョージ市訪問、Peace-Liarol 地区経済開発委員会委員長 Wm. Anderson 氏以下5名 ・ Pvince George 発 (17:00 CP-026) Vancouver 着 (18:00) ・ B.C. 州産業・小企業省ビジネス開発課 R.D. Schultz 氏 ・ C E I C B.C.州/ユークオン地方局長 I. Thomson 氏以下5名 ・ C E C 視察 ・ 全国日系カナダ人協会々々長 G.Kadota 氏以下3名 ・ 移住協力員鹿毛達雄氏と懇談 ・ パンクーパー総領事館柳瀬友彦領事、大津幸男領事 ・ 自営移住者 崎野和雄氏(家電機器修理) ・ Vancouver 発 (12:55. JL-015) ・ Tokyo 着 (14:40) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ プリンス・ジョージ地区の企業者移住受入について ・ B.C.州における企業者移住受入について ・ B.C.州における移住受入状況について ・ 専門、技術職の職業紹介システムについて ・ カナダ日系人の現況について
11日	木			
12日	金			
13日	土			
14日	日			



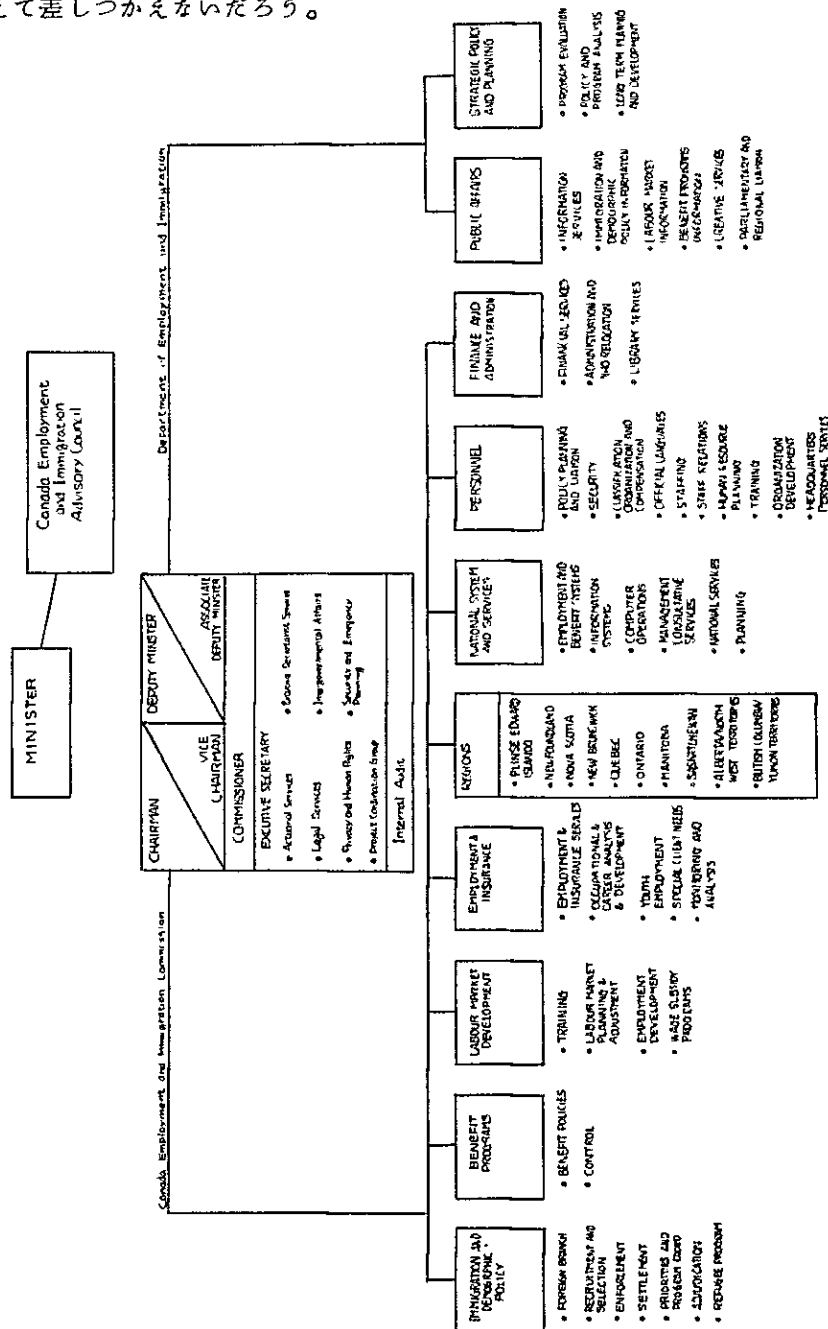
III 調査結果

1. カナダの移住者受入体制の現況

(1) 雇用移民省 (Department of Employment and Immigration)

1978年4月の新移民法の採用にともない移住担当省が、従前の人的資源移民省 (Dept. of Manpower and Immigration) から、雇用移民省に衣がえされたが、業務内容にそれ程の差異はない。組織図(図1)で解る通り、雇用移民省はその実務部門を雇用移民委員会 (Canada Employment and Immigration Commission; CEIC) に委ねた形となっているが、この両者を別機関と考えるよりも一括して雇用移民省とみなし、一つの行政機関と考えて差しつかえないだろう。

図1 雇用移民省組織図



雇用移民省の業務範囲は、①カナダにおける人的資源の開発と利用、②移民法の運用、③失業保険の管理である。

人的資源の開発・利用の面では、国内400ヶ所以上のカナダ雇用センター（Canada Employment Centre；CEC，ケベック州ではCanada Manpower Centreと称する）が、

- ア、求職、求人活動
- イ、職業訓練
- ウ、雇用創出のための各種事業
- エ、求職、転職にともなう移転費補助
- オ、職業に関する相談や適性テスト

等のサービス、プログラムを展開している。

移民法の運用に関しては、世界40ヶ国60ヶ所に移民事業所（Visa Office）を開設し、カナダ移住希望者に対する情報提供や相談を通じて援助を与え、移住者の選考にあたっている。この海外事務所に加え空港、港等カナダ国内109ヶ所の移住者入国地点に、カナダ移民センター（Canada Immigration Centre；CIC）を設け、移住者への情報の提供や、入国・定着に必要な援助を与えている。

失業保険に関しては、その考え方やシステムは日本のそれと変わりなく、これの登録、支給資格審査等の事務取扱はCECが担当している。

CECについて若干の説明を加えると、従前のCMC（Canada Manpower Centre）と失業保険事務所（Unemployment Insurance Office）が、同一事務所に統合される方向にあり（かなり進んでいる）これをCEC（Canada Employment Centre）と呼ぶようになってきているものである。現在、事務所が別の場合、夫々をCEC（Manpower Services）CEC（Unemployment Insurance）と呼んでいる。

最後に、CEC，CIC，Visa Officeの業務の内、移住者に関連の深いものを整理すると表1の通りとなる。

(表1) CEC, CIC, Visa Office の主要業務

機 関 名	業 務 内 容
カナダ雇用センター (CEC)	①職業紹介、②職業相談(適性検査、職業訓練、語学学校等) ③Social Insurance Numberの申請受付 ④失業保険の支給審査 ⑤移住当初の生活に関する相談
カナダ移民センター (CIC)	①親族呼寄せ申請受付・審査 ②移住に関する問題や定着上の問題に関する相談
海外移民事務所 (Visa Office)	①移住に関する情報の提供、相談 ②移住申請の受理・審査

(2) 定着のための各種援助

上述した雇用移民省とは別に、カナダ連邦政府および各州政府は、移住者がカナダに定着するのを助けるべき各種の援助を実施している。その内のいくつかを紹介したい。

ア、ウェルカム・ハウス(Welcome House)

州政府は、到着初期の移住者の定着を援助するための機関を設け、生活全般に関する相談や適切な助言を与えている。オンタリオ州ではOntario Welcome House(OWH)と呼び、B.C.州ではReception Centerと呼んでいるものである。ここではOWHの業務内容を紹介する。他もこれとほぼ同様であると思われる。(すべての州に設置されているわけではない。)

ウェルカム・ハウスには数ヶ国語を話せるカウンセラーがいるので、多くの移住者はよく利用する。場所はトロント市の中心部にあるが、トロント空港内にもある。月曜～金曜日までは朝9時～夜9時まで行ない、土曜日は10時～6時までである。

OWHの職員は移住者の履歴書の書き方や、教育や職業の資格、免許類の翻訳と認証を行なってくれる。健康保険や児童補助の手続きもここで登録できるようになっている。学校に入ることや、住居のアドバイスもしてくれる。英会話教室も開設されていて利用出来る。両親が授業を受けている時の子供のめんどうを見てくれるようになっている。

イ、語学学校

新来移住者の多くは英語やフランス語の能力においてカナダ人より劣っており、就職の場合の大きなハンディとなり、又生活上の不便となっている。言葉がつかないためにささいなことが大きなトラブルを招き、そうしたことが原因となってカナダの生活に適應できないという不幸な結果となるケースも多い。言葉の問題はこのように移住者自身にとっても、更に、その移住者を受入れたカナダ社会にとっても重要な問題である。このためカナダ政府は（連邦、州双方）移住者の語学教育には熱心で、各種の援助を与えている。先にも述べた OWH における英会話教室の開設等もその一つである。ここでは、オンタリオ州における移住者のための英会話教室の状況を述べておく。他の州でもこれと大差はなく、移住者は、CEC においてその地区で実施されている移住者のための英会話（又は仏会話）教室についての情報を得ることが出来る。

(ア) 夜間クラス

各地の教育委員会が、公立学校を利用して開設している会話コースで、多くは、10月～3月の冬期に開かれる。受講料は無料もしくはごく安いものである。いくつかの大学では、上級者用の同様英会話コースを開いている。受講料はかなり高い。

(イ) 人材訓練プログラム

仕事を見付けようとしている人、より条件の良い仕事に移ろうとしている人達に対し、連邦政府が州政府と協力してそのために必要な職業訓練をほどこしているのがこの人材訓練プログラム（Canada Manpower Training Program）である。このプログラムには、語学訓練（英又は仏語）が含まれており、公立学校や Community Centre において開講されている。このクラスは全日制で、仕事に就く者を対象にしており、語学力が就職や転職の障害となっていることが前提である。受講料は無料であり、場合によっては受講期間中の生活に対する補助金が支給されることもある。（詳細は CEC で相談すること。）

(ウ) その他

技術資格試験の受験希望者の為の読み書き能力や専門用語を学ぶコース、大学受験等のための“Michigan Test”や“Tofel Test”のためのコースなどが、大学やコミュニティー・カレッジで開講されている。

両親と学令前の子供達のためのクラスも州政府により準備されている。週2回程度で、両親は教室で子供達は遊びを通じて同時に英語を学ぶことになる。

オンタリオ州政府は、移住者の英語読解力の向上を図るため月2回“Newcomer News”紙を発行している。講読料は無料である。

(3) 職業訓練及び職業資格について

移住者受入れ体制とは若干意味を異にするが、移住者にとって母国での職種技能やその資格がどう評価され、うけ入れられるかについては重大な関心事であるため、ここではカナダ政府の実施する職業訓練プログラム（Canada Manpower Training Program）及び技能（術）資格の概要を述べることにしたい。ただし、ここでは概要のみの説明にとどまるため個々の職種に関する詳細については、カナダ大使館又はCEC等にお問い合わせの必要がある。

ア、Canada Manpower Training Program

これはカナダの必要とする技術を要する技能者を育成するプログラムで、二つの柱からなる。第1は、カナダ労働力の技術開発のための訓練で、職業学校、カレッジ等で行なわれる座学および実習のコースである。第2は、従業員の技術訓練をなそうとする雇用主を援助する“Canada Manpower Industrial Training Program”である。ここでは前者の職業訓練プログラムについて説明する。

このプログラムは、連邦政府がその経費を出し、州政府が計画と実施を分担している。全日制コースに参加する訓練生は、通常訓練補助金もしくは失業保険が支給される。

訓練のタイプは次の通りである。

- (イ) 職業技術訓練（Occupational Skill Training）：最新の技術革新に応じ、技術の向上をはかるもの。
- (ロ) 技術開発基礎訓練（Basic Training for Skill Development）：技術訓練に参加するために必要な基礎知識を付与する。
- (ハ) 職業準備訓練（Job Readiness Training）：適職を得るに必要な基礎技能を与える。
- (ニ) 職業適応訓練（Work Adjustment Training）：安定した仕事を得るために必要な知識や習慣や態度をカウンセリングと労働参加を通して付与する。
- (ホ) 実習訓練（Apprenticeship Training）：資格を有する技術者の指導の下で3～5年の実技訓練を受けるもので（企業に就労した形で）年10週間以内のスクーリングが含まれる。（スクーリングの費用は賃金補填を含め支給される）
- (ヘ) 語学訓練：定着のための各種援助の項参照

イ、技能（術）資格

日本で資格が必要とされる職種においては、カナダでも、同様の資格が要求されるのが普通である。しかし、日本の資格がカナダでそのまま認定されることはまれであり、必要に応じて訓練を受けたり、試験にパスする必要がある。ここでは、カナダにおける専門職資格（Professional Certification）および技能資格（Trades Certification）の概略を述べておく。

(7) 専門職資格

移住者が専門技術者である場合は、CECでは移住者の有する専門技術に応じた専門職協会 (Professional Association) に紹介する。協会では、その者の学歴、職業経験等を審査し、資格取得 (協会メンバーとして登録を承認されること) に必要な事項 (不足技術の訓練や一部学課試験の必要性等) を指示し、資格取得までの就職の機会等について助言を与える。ここでいう専門職とは、大学卒業程度以上の内容を必要とするかなり高度な水準のもので、語学のハンディ等を考慮すれば、日本人移住者の場合資格取得はかなり困難であると想像できる。多くはカナダの大学に入学して語学も含め再度勉強しなおし、この試験にのぞんでいるようだ。参考までにこの種協会の主なものを挙げると表2の通りである。

表2 主な専門職協会

協 会 名	職 種
• Association of Professional Engineers	専 門 技 師
• (Ontario) Association of Certified Engineering Technicians & Technologists	機 械 技 能 者
• (Ontario) Association of Architects	建 築 技 師
• Society of Industrial Accountants of (Ontario)	工 業 会 計 士
• Certified General Accountants Association of (Ontario)	一 般 会 計 士
• (Ontario) Veterinary Association	獣 医
• (Ontario) Dental Association	歯 科 医
• Canadian Society of Medical Laboratory Technologists	医 療 検 査 士
• Canadian Society of Radiological Technicians	放 射 線 医 学 技 士
• Canadian Dietetic Association	栄 養 士

() 内は、夫々の登録州名が入る。

(8) 技能資格

技能資格を有する移住者は、その資格証明を最寄りの資格認定機関 (Ontario 州の場合は、The Industrial Training Branch of the Ministry of College and Universities) に提出し、資格認定を受けねばならない。表3に示す職種においては、この技能資格を有していない限り技能者としては仕事をする事は出来ない。

技能資格を有する移住者は、資格認定機関でまず実地試験を受け、これにパスすると仮資格を付与され、それにもとずき仕事に就き受験準備を行なう。試験は英語又はフランス語で、その職種に関係していない通訳をつけて受験出来る。

表3 技能資格を必要とする職種

英 名	日 語 名
• Electrical Trade	電 気 工
• Plumbing Trade	配 管 工
• Steam-fitting and Sheet Metal Trade	製 缶 工
• Refrigeration and Air Conditioning Trade	冷 凍 ・ 空 調 工
• Barbering and Hairdressing Trade	理 ・ 美 容 師
• Watch Repairing Trade	時 計 修 理 士
• Motor Vehicle Repair Trade	自 動 車 整 備 士

以上のような専門職資格や技能資格を有していない場合は、専門技術者、技能者とは認められず、たとえ高度な技術、技能を有していても就職の機会や賃金等の雇用条件で不利な扱いを受けることとなる。

2. 比較的新しい移住者の現況

(1) 渡航後2年目、5年目の移住者の現況

1975年度および1978年度に移住した事業団扱い移住者の現況調査を計画したが、日程等の関係から、このグループの移住者とはほとんど面談できなかった。今後トロント駐在員等を通じこの種調査は継続することとしたい。

このグループ以前の移住者（戦前移住者を含む）、トロント駐在員等の話からこの時期の移住者について概観すると次の通りである。

この時期は、移住審査が比較的厳重な時期で、移住者数も少なく就職先内定者や親族呼寄せ等が多くトラブルは少なかったとのことである。ちなみに、両年度の事業団扱い移住者の移住形態をみると表4の通りである。

表4 形態別事業団扱移住者数

形態 \ 年度	1975年度	1978年度
アン・スポンサード	12人	2人
就職先内定	16	28
親族呼寄	14	14
計	42	44

(注) 同伴家族は含まず

アン・スポンサード移住(就職先未定)14名の内、4名については兄弟等の親族がカナダに在住していると思われることから、残り10名について職種を見ると機械関係2名、土木・建築関係2名、化学関係2名、コンピューター関係2名、自動車整備工1名、看護婦1名となっており、技術程度も高く、カナダでの需要度も高い熟練技能者、技術者となっている。一方、就職先内定者についてみると44名中34名が、日本レストラン関係となっている。

(2) サービス業(主として日本レストラン関係)におけるスポンサード移住の実態

先に述べた通り1975年、1978年両年度の就職内定移住者44名中34名が日本レストラン関係であったが、1979年度においても38件と多く、この傾向は続くものと考えられる。しかし、日本料理の調理士やウエートレスはカナダ社会では特殊な職業で、日本レストランを離れての就職は難しく、それだけに最初の雇用契約がスムーズに行かない場合の再就職はかなり困難である。特に、ウエートレスは未婚の女性でもあり、又、特殊な技能を有しているわけでもないので、この問題はかなり深刻である。

今回調査でもこの点に注目し、カナダ政府関係者および日本レストラン関係者に若干の質問を試みた。日本レストラン関係者の言を要約すると次の通り。

『日本レストランは、日本食と共に日本的なムードを売っている。即ち、日本的調度や和服を着たウエートレスが売りものである以上、従業員が白人というわけにはゆかない。しかし、日本人だけで店を固めることは好ましくないと考えているので、調理場(キッチン)内やレセプション等にはカナダ人(白人)やベトナム難民を多く採用している。ウエートレスにも日本人以外の東洋系移住者を充てている。たゞ、店のムードからして調理師(コック)とウエートレスはぜひ日本人にしたいとは考えている。だが、日本から人を採ることに対してマン・パワーの窓口は難色を示し常にやりあっている状態である。ベトナム難民を雇用すると政府がいうので協力もしているのだから、カナダ政府も我々の事情を解って欲しい。』

これに対し、カナダ側の意見をまとめてみると次の通りとなる。

- ① 日本レストランは、カナダにおける雇用の創出に役立っている。
- ② 一般のレストランと違い日本的な雰囲気重視しているので、日本人従業員の必要性は認める。
- ③ 日本人観光客も増加しており、ウェイトレスが日本語を解する必要性も認められる。
- ④ 以上の点は了解するも、カナダにも雇用問題があり夫々の地域事情もあるので、窓口担当者とレストラン側で話し合っほしい。レストラン側の希望はかなり認められると思う。

両者の発言から考えるとカナダ側の窓口担当者と我々の会った中央の役人の間には意識の違いがあることが解る。

Calgaryのある日本レストラン(鉄板ステーキ)の場合、日本人は店長、コック5名の男性とウェイトレス3名であり、キッチンヘルパーの男女各1名とレセプションист1名が白人、他にウェイトレス6名(料理を運んだり、テーブルの後かたづけのみを担当する者を含む)が東洋系移住者(ベトナム難民も含む)であった。他の店もこの程度の比率であろう。

カナダにおける日本レストランの状況を概観すると次のようである。Vancouver, Toronto には20~30軒の日本レストランがあると聞くが正確な数字は解らない。これ以外にも主要な都市(Montreal, Ottawa, Winnipeg, Calgary, Edmonton等)にも数軒から10軒程度の日本レストランがある。最近では大西洋岸の町Halifaxにも開店している。

アメリカでの日本食ブームを反映してカナダでも日本食への関心は高まっており、日本レストランの数は今後も増えると思われ、カナダ政府関係者、日本レストラン関係者もまだ需要はあると見ているようだ。特に、地方都市における可能性は高いと思われる。B.C.州北部のPrince Georgeにも近く日本レストランが開店するとのうわさを聞いた。

日本レストランは、大別すると以下の3タイプに分けられるようだ。

- ① 鉄板ステーキ店：いわゆるアメリカで人気の和風ステーキ・ハウスで、客の目の前で調理するのが売りもので、ショー・アップされた調理法は白人向きである。料金は若干高く、「中流の上」以上を客の対象としているようだ。
- ② 寿司、生魚、スキャキ等を中心とした純日本風の店。数は比較的少なく、料金は高い。
- ③ うどんや丼物を扱う大衆的な店。ランチ・タイムにもオープンしている。夜は、スキャキ、テンプラ等を中心としたディナーを出す。最近、このタイプが増えているようだ。

日本レストランの従業員の日本からの呼寄せについて一部の日本レストラン関係者から求人条件と実際の条件に差があるケースがあり、カナダには来てみたものゝ低い賃金に甘んじ

ている人も多いと聞いたが実情は把握していない。たゞ、今回面談したコック、ウエートレスの人達からはこの種不満は聞かれなかった。たゞし、日本レストランどうしでのコックやウエートレスの引拔きのケースは多々あり、こうしたケースのトラブルにより一部レストランの悪口が聞かれることは想像出来る。

(3) アン・スポンサード移住者の就職状況

昨年来、日本人のカナダへの移住者数は増加傾向を示しており、これに比例して就職先の決っていないアン・スポンサード移住者の数も増えている。1979年度事業団扱移住者の件数は、130件(203名)であるが、形態別内訳はアン・スポンサード51件、就職先内定50件、親族呼寄23件、その他又は不明6件となっている。

アン・スポンサード移住者の就職状況は大いに関心のあるところであるが、一般的には必ずしも良好であるとはいえない。トロント駐在員の言をかりれば『最近の移住者は審査が甘いのか質がよくない。英語もロクに話せないのがある』ということになる。しかし、こうしたケースがいくつか駐在員の目についたということで、これで全体を判断することはできない。

移住者の質が低下したかどうかは別として、カナダ側の発言や先輩移住者の言からすると、日本での職種ですぐに職を見付けることは困難なようである。仕事の面も含め、カナダの生活をエンジョイできるようになるには3年程度必要であるというのが各地で聞いた話に共通していた。我々の想像ともほぼ一致しており、この期間を経ると日本に帰国するケースは減るものと考えられる。

アン・スポンサード移住者が、カナダ到着後職業に就くまでの過程を述べると次のようになる。当初の住居が決ると移住者はまず社会保険番号(Social Insurance Number)を申請・取得しなければならない。この申請は最寄りのCECで行うことが出来る。(申請書は、移住決定者にはVisa発給時に在京大使館査証部で手交されている。勿論CECでも入手できる。)提出された申請書はOttawaに送付され、後日、社会保険番号を記したプラスチックのカードが送付されて来る。このカードを一般に"Social Insurance Number"と称している。このカードがない者はカナダで就労することはできない。カード入手までの間は、申請書の控が仮の証明書となる。就職した場合は、このSocial Insurance Numberをもとに失業保険料を差引かれる。

この手続と同時に州政府管轄の健康保険への加入手続を行うことが望ましい。この手続が遅れると待機期間が生じたりすることがある。

申請については各州保険事務所およびCECで相談すること。

次に就職先の見付け方であるが次のような方法が考えられる。

- ① 新聞の"Help Wanted"欄
- ② 郵便局等公共の場所の掲示板の求人広告

- ③ 友人、親族による紹介
- ④ 電話帳の職業欄
- ⑤ 公立図書館に置かれている“Canada Trade Index”(カナダの全ての製造業—製品、所在地—のリスト)

等により、自分の技術に適合する企業を決め、手紙や電話により時には直接訪問して求人者の状況を知る。相手に求人者の意志のある場合は、職業経験や技術について詳細なレジメを提出する。この後面接を経て採用が決定されることとなるのが普通である。こうした方法の他に、カナダ雇用センター(CEC)が職業相談(適性テスト等も含む)、職業紹介等のサービスを行っている(無料)。必要な場合には、職業訓練や英会話学校への紹介、手続についても援助を与えている。CECの職業紹介システムは、コンピューターを利用した全国ネットで、カナダ雇用移民委員会(CEIC)の地方事務所を含め全国550以上の事務所がカバーされている。

なお、CECの職業紹介サービスに関しては移住者の中に、専門技術職の紹介能力がないとの不満が多い。この点は、日本の職業安定所においても同様のことがいわれ、求人が主として単純労働や未熟練技能者にかたよる傾向が見られる。カナダでは専門的職種の求人・求職サービスは、民間職業紹介機関(Employment Agency)が担当して来たようである。この機関は、電気関係、電子計算機関係等夫々の専門分野毎に細分されているようなので留意しておく必要がある。

政府は、こうした点を改善するため専門職だけを扱う職業紹介システムの完備を目指しており、現在、Vancouver, Winnipeg, Montreal, Halifax 地域に夫々1ヶ所の専門職(Professional Occupation)専用のCECが設置されている。ただし、これが全国ネットを持つにはかなりの年月が必要であることは当局者も認めているところであり、当分の間は民間のEmployment Agencyの利用を考慮しておかねばならない。紹介料は、求人側に要求され、求職側には負担がかからないのが普通である。

求職活動においては、各移住者は履歴書等の一般書類とは別に各人の技術経験や技術内容を十分に相手に知らせ得るレジメ(過去の業績、自からの作品や手がけたプロジェクトの写真や図面等)を準備しておくことが望まれる。

3. 企業者移住に関する調査

(1) 企業者移住の定義

「企業者移住」とは何かということをまず明らかにしたい。これは、1978年4月の「カナダ新移民法」の移住者のカテゴリーにおいて“Entrepreneur”もしくは“Self-employed”と区分されているものを指す。このカテゴリーを実態に合せ「資金携行移住」と呼ぶことも可能であるが、ここでは一応entrepreneurの訳語「企業家」を採り、又、

JICA 移住部門で従前よりこの種形態の移住を「企業(者)移住」と呼び慣らわしてきた点を考慮し、ここでは「企業者移住」および「企業移住者」の語を用いることとした。

1978年新移民法は、移住者の選考は従来通りポイント・システムとしたが、入国許可者のカテゴリー区分と配点法を若干変更している。企業移住者は、旧法においては Independent (自主申請者)のカテゴリーに区分され、一般技術・技能者と同様の扱いとなっていたが、新法においてはこの Independent が三分され、“Entrepreneur”、“Self-employed” および “その他”となっている。同時に夫々の配点と移住許可の取得に必要な得点数にも差をつけた。新移民法におけるカテゴリー区分は表5の通りである。

表5 移住者区分

区 分	説 明
近 親 呼 寄 (Family Class)	<p>18才以上のカナダ市民又は永住者は次の親族を呼寄せることが出来る。このクラスの移住者は、後に述べるポイント・システムの枠外にあり、健康および性格(犯罪等)に関する審査のみを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の同伴する21才以下の未婚の子供 ・21才以下の未婚の子供 ・60才以上の両親および祖父母と彼等が扶養する同伴者(18才以上のカナダ市民は、その年令にかかわらず両親を呼寄せられる。) ・配偶者を失ったもしくは、身障者の60才以下の両親およびその扶養する同伴者 ・18才以下かつ未婚で孤児である兄弟姉妹、甥姪および孫 ・婚約者およびその同伴する未婚の21才以下の子供 ・養子縁組をなす13才以下の孤児、捨て児、児童福祉機関の保護下にある子供 ・カナダに近親者を持たず、他にこのクラスの呼寄せが出来ない者は、年令やその関係にかかわらず1名の親族とその同伴者を呼寄せ得る。
協 定 に よ る 難 民 (Convention Refugees)	国際連合の「難民の地位に関する協定」による難民。ポイント・システムの適用外。
自 主 申 請 お よ び そ の 他 (Independent and Other Immigrants)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 企業者および自営者(Entrepreneur and Self-employed) (2) 引退者(Retiree)：55才以上で、カナダで働く意志のない者

(年金生活者等経済的裏付けが必要)

- (3) 援助親族 (Assisted relative): Family Class以外の、申請者のカナダ定着を助ける意志を有する親族がカナダに在住しているもの。この親族の範囲は、兄弟姉妹、両親、祖父母、叔父、叔母、甥、姪およびその同伴する被扶養者である。
- (4) その他: 自からの意志でカナダ移住を申請するもので、上記以外の者。

なお、カナダの移住審査におけるポイント・システムについて若干の説明をしておきたい。

- ① 審査項目、審査基準および配点は表6の通り。
- ② ポイント・システムの対象となる移住者区分は、援助親族 (Assisted relative) 企業者 (Entrepreneur および Self-employed) およびその他の自主申請者である。
- ③ その他自主申請者は、100点満点中50点以上のポイントが移住審査をパスする上で必要である。しかも、職業経験および職業上の需要の項目で少なくとも1ポイントを得なければならない。職業経験の項目でポイントを得られない者は、従事すべき仕事が事前に決定しており、更に雇用主が未経験者の採用意志を有する旨の供述書を有するか、又は、ある地方で不足していると指定された業務に従事する資格と用意のあることが必要である。職業需要でポイントを得られない場合は、雇用の事前決定があるか、もしくは、指定された職業に就く意志を有していなければならない。
- ④ 企業者 (Entrepreneur) は75点満点で25点が必要であり、Self-employed は雇用の事前決定については評価されなにかわりに、移民官の成功への可能性に対する10点の裁量点を加えた100点満点中50点を必要とする。
- ⑤ 援助親族は、カナダ在住の親族との関係に応じて70点満点で20～35点を要する。

移住者のポイント・システム上での企業者移住についてみてきたが、以下では企業者移住の実際的内容について考えてみたい。

カナダが企業者移住を受入れる目的は、

ア、移住者による事業の創設により、経済的刺激を期待し、これに附随して雇用が創出、拡大されること。

イ、カナダにおける生産やサービスが拡大されることにより、社会や地域の一般的な経済成長や開発が促進されること。

の2点が考えられる。

次に、企業移住者 (Entrepreneur) を定義すると、『カナダに於て、5名以上のカナダ市民又はカナダ永住者に対する雇用を創出し得る事業の創設又は、経営権を売却する意志と能力を有し、事業運営に日常的に参画する移住者』となる。創設しようとする事業の創出する

表6 審査基準および配点

項目	目	選考基準	最高点	被適用区分			
				自営業	企業者	援助親族	その他
1.	教 育	初等及び中等教育各学年終了毎に1点	12	X	X	X	X
2.	特別な職業上の 素 地	申請者が第4項目の評価を受ける職業において平均的な仕事を遂行するのに必要な正規の専門的、職業的な見習期間や工場内或いは現場における訓練の量により判定される。	15	X	X	X	X
3.	経 験	申請者が第4項目の評価を受ける職業上の経験により与えられる得点、事業主の場合は資格を有しかつカナダ国内において評価する事業についての経験により与えられる得点	8	X	X	X	X
4.	職業上の需要	申請人がその資格を有しかつカナダ国内において従事する用意のある職業について、カナダにおける雇用機会の有無に基づいて考えられる得点	15	X	X	X	X
5.	手配済の雇用又は 指定された職業	相当の継続性が期待を出来、しかも労働及び賃金がその地方の条件に適合するよりな仕事をカナダにおいて手配済である場合には10点が与えられる。但しその者の雇用がカナダ市民や永住者の雇用機会を妨害せず、しかもその者が免許及び規則上の全ての要求事項を満足するものであること、或いはその者が指定された職業について資格を有しかつその職業に従事する準備をしており、しかもカナダ市民及び永住者に関する部分を除いて手配済の雇用について記載された全ての条件に適合するものであることを条件とする	10				X
6.	場 所	雇用の各層における継続的かつ一般の人材の必要性を有し、かつ増加する人口を収容するに必要な各種サービスを提供している指定された地域に赴く意志を有する者には5点が与えられ、こうした需要もサービスもない指定された地域に赴く意図の者からは5点が減ぜられる。	5	X	X		X
7.	年 令	18才から35才までの者には10点、35才を超える者については、35才を超える年齢につき最高点の10点から1年につき1点ずつ減じられる。	10	X	X	X	X
8.	英語及びフランス語の知識	英仏2ヶ国語とも流暢に読み書き話す者には10点、一方だけを流暢に読み書き話す者には5点、英語又は仏語の知識・能力の劣る者には得点は与えられない。	10	X	X		X
9.	個人的適合性	面接にもとずきその者及びその被扶養者がカナダにおいてうまく定着できるかどうかの適応性、機動づけ、進取の気性、資力及びその他の類似の資質を判定し、点数を与える	10	X	X	X	X
10.	親 族	カナダ市民又は永住者が親族である申請人がカナダに定着することに對し進んで助ける意志はあるが、未だその準備が出来ていないか又は呼寄せに必要ない形式の書類手続が完了してないかと移民官が了解した時は5点を与えられる。	5	X	X		X

家族区分に属する者及び退職者はこれらの基準による選考を受けない。国連協定による難民については、第1～第5項目に対して評価を行うが、採点評価は行わない。

雇用が5人未満の場合はこれを自営移住者 (Self-employed) と規定される。自営移住者が始めようとする事業はカナダの文化的、芸術的生活に寄与するものでなければならないとされている。

(2) 企業者移住の手続と必要資金

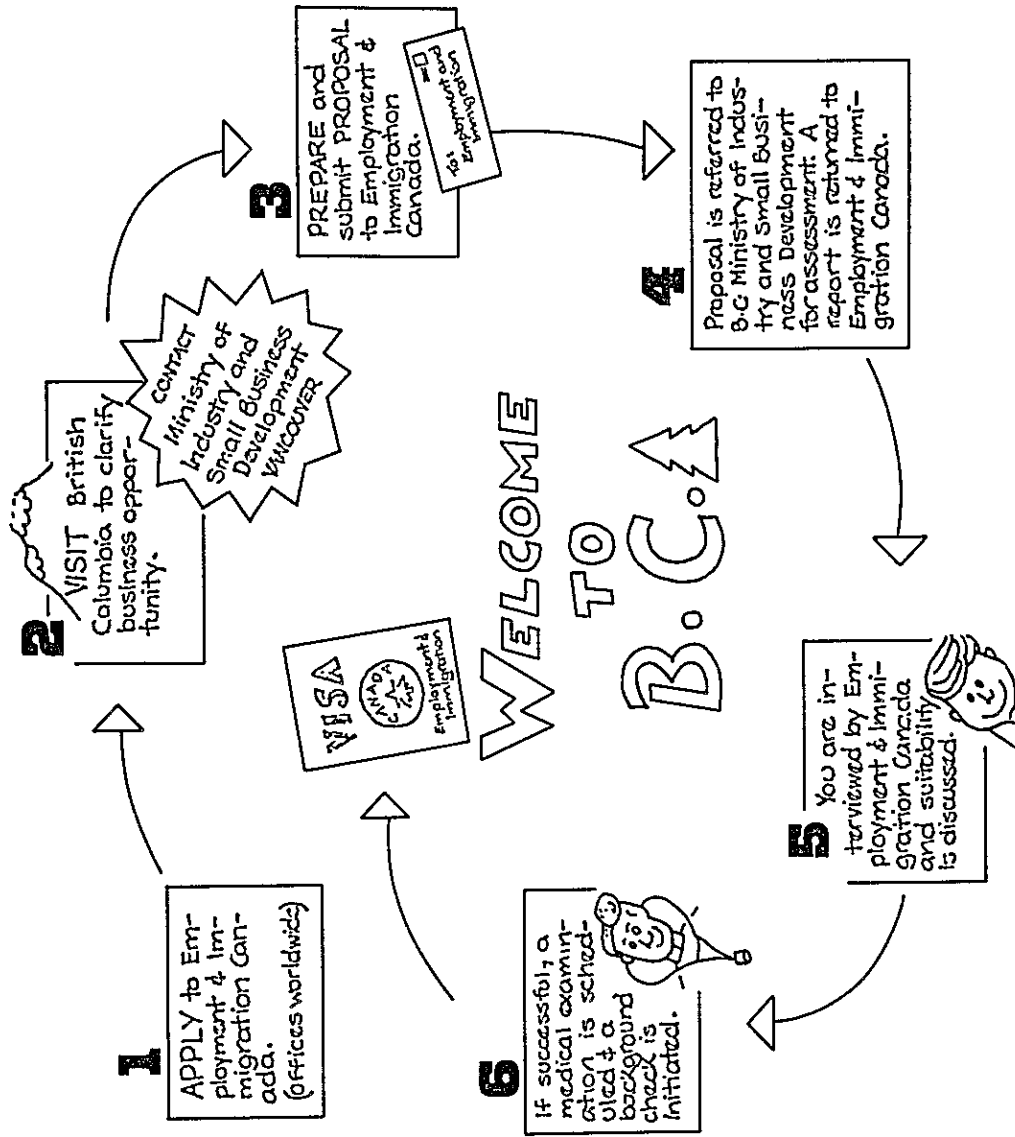
企業者移住の手続について概略を述べると以下の通りである。

- ① 移住希望者は、在住地のカナダ大使館又は移民事務所 (Visa Office) より移住又はカナダでの経済活動に関する情報を得、必要に応じ相談を行なう。
- ② 企業者として移住することを決定した後、移住申請を大使館又は移民事務所に提出する。この申請には、次の事項を含む事業計画書を添付する必要がある。(申請書提出前、場合によっては提出後に、移住希望者がカナダを事前調査することの有用性をカナダ側は強調している。この事前調査に対し、カナダ側は州政府を含めかなりの便宜供与を行なう用意があるという。)
 - ア、申請者の履歴および事業、経営経歴の明細
 - イ、直ちに、又は、後日動かし得る金額を示す資金源に関する説明書および経営権の証明
 - ウ、資金運用の予測を含む申請計画の明細
 - エ、以上の情報に関連する州および連邦の機関に通知することに対する同意書(申請人のサインのあるもの)
- ③ この計画書は、申請者が目的地と考える州に送付し、事業計画の審査や当該州における事業の可能性の評価がなされる。
- ④ 州政府の受入可能の判断は、申請を受付けた大使館又は移民事務所にもたらされ、こゝでポイント・システムに応じた審査が行われる。
- ⑤ 必要なポイントを得た申請者は、健康診断と人格に対する審査(主として犯罪等)を受ける。
- ⑥ 以上の過程をパスした者に対し永住ビザが発給され入国を許される。

以上の手続をB.C. 州政府が図で示しているのが、図2である。

企業者移住はカナダに資本を投下し企業経営にたずさわろうとする者の移住であるが、これに必要な最少の資金額についての明示はない。事業計画に必要な額ということで州政府による審査段階でチェックされるようだ。たゞこの新移民法が施行された1978年の新聞記事は次のように述べている。『ビジネスのセンスがあり、150,000\$を携行するものは誰であれほとんど自動的にカナダに移住することが出来る。企業者(entrepreneur)は4月発効の新移民法の中の新しい移住者のカテゴリーであり、この定義を満足させるものは他の自主申請者より容易にカナダに入国出来る。カナダはこれら企業者を積極的に求める意図であるが、その人が特別の扱いを受けるのは、その人の事業推進力と能力であり、お金ではないと当局は強調している。(後略)』(1978年10月28日付 Glove & Mail 紙)

図2 B.C.州への企業者移住の手続



又、B.C.州は現在の企業者移住の審査において10万ドルの携行資金と経験を有する移住者を歓迎すると表明している。更に、1979年度にカナダに入国した企業移住者は1,278人で、彼等がもたらした投資金額は201,613,000ドルと推定され、1件平均は約158,000ドルとなる。

以上の数字から考えると、企業移住者と認定されるに必要な最少の資金量は10万～15万ドルが目安となる。

(3) 企業者移住に関係する政府機関

企業者移住に関係の深いカナダ側政府機関について若干の説明を行ないたい。なお、移住の手續に直接関係する雇用移民省およびこれに関連する機関についてはすでに説明したので、こゝでは省略する。

① 通産省 (Department of Industry, Trade and Commerce)

事業に関する連邦各省、各機関の種々の授助の中心となる省で、連邦、州その他関連機関との緊密な連携のもとに、カナダの生産、市場の状況、関連する法律や機関、その他必要とされるあらゆる情報の提供と助言を与えている。こうしたサービスのため各州にBusiness Centreを開いている。

更に Small Business Loans Act (SBLA) を管轄し、保証付ローンを小企業に供している。又、産業調査開発や技術向上、生産性向上、輸出市場開発等に関する企業の計画に対し補助金等の援助を与えている。

② 地域経済開発省 (Department of Regional Economic Expansion)

経済成長の緩慢な指定地域に、新規事業を誘地し、その地域の経済開発を促進するために、地域開発促進プログラムを実施し、補助金や貸付保証を供与している。カナダ各州に置かれた地域事務所がこのプログラムの実施窓口となり、在日カナダ大使館商務部で本プログラムに関する詳細情報を得ることが出来る。

③ 州政府担当省

カナダ各州政府は、州の産業開発を促進するために積極的かつ重要な活動を行っている。その活動の内容は情報の提供や相談業務の他に、州の状況に応じた施策を行っている。企業移住者の事前調査に対する助言や便宜供与、事業の新設・拡充への資金援助や従業員の採用・訓練に対する補助等である。州以外に市や郡がその地域産業振興のために何らかの援助を行う場合もある。

各州の関係省は表7の通りである。

表7 各州産業開発担当省

州名	担当省名
Newfoundland	Department of Industrial Development
Nova Scotia	Department of Development
Prince Edward Island	Department of Industry and Commerce
New Brunswick	Department of Commerce and Development
Quebec	Ministere de l'Industrie et du Commerce
Ontario	Ministry of Industry and Tourism
Manitoba	Department of Industry and Commerce
Saskatchewan	Department of Industry and Commerce
Alberta	Department of Business Development and Tourism
British Columbia	Ministry of Economic Development

④ 連邦事業開発銀行 (Federal Business Development Bank)

事業をスタートするにあたり、融資や市場その他必要な事項にわたりもつとも整理された総合情報を提供し、スタッフの豊富な経験にもとづく助言を与えている。又、小企業情報サービス (F B D B ' s Small Business Information Service) や小企業カウンセリング・サービス (F B D B ' s Counselling Assistance to Small Enterprises) を実施している。

(4) カナダ政府関係機関の企業者移住に関するコメント

企業者移住に関し、今回本調査チームがカナダ側機関と接触した際のカナダ側の主なコメントを整理すると次の通りである。(一般的説明は省略)

① 雇用移民省オンタリオ地域事務所

ア、企業者移住の希望者が事業計画を添付して移住申請を行なうと、移民官および商務官からなる Trade Commission (外国における大使館、移民事務所内) が計画内容を検討し、申請者に種々の意見や助言を与える。特に、事業設立予定地域や業種内容、その業種の季節性といった重要な点についても相談を受けている。

② 通産省オンタリオ地域事務所

ア、通産省では各種の情報を提供しているし、銀行保証も行う。又、D R E E も各種の資金援助や情報提供を行っている。

イ、パートナーやマネージャーとしての人材を紹介することも出来る。

ウ、企業家が新しい事業で成功することは、カナダの成功であるとカナダ政府は考え、各種の援助を行っている。

エ、どうした職種が良いかということは具体的に言えない。技術もその他の状況も時々刻々変化している。

オ、企業者にはアイデアと新しい技術が必要である。

③ オンタリオ州・産業観光省 (Ministry of Industry and Tourism)

ア、Joint Venture についての資料を東京に送付している。

イ、企業者が、設立予定の事業に必要な技術者等若干の人材をともなつて移住することの可能性は、創出する雇用との関係で認め得る。勿論、移住の審査は個人に対するものであるというのが原則であるが、

ウ、必要な機械の移住時の持込みについては、無税通関可能と思う。(カナダ国内で製造されているかどうかという点が問題かも知れない。)

④ ウィンザー=エセノクス地区開発委員会 (Windsor=Essex County Development Commission)

ア、日本人企業家のこの地区への進出を多いに歓迎する。日本の経済誌にもその趣旨の広告を掲載している。開発委員長 Mr. Moore も来年(1981年)早々に日本に行く予定である。

イ、この地域において有望と見られる業種は、Metal 関係、農業機械、自動車部品、機械関係、食品加工(大豆、トウモロコシ等の植物油)、プラスチック関係等巾広いものが考えられる。

ウ、熟練工の供給も問題なく、職業訓練、教育機関も完備している。

⑤ 雇用移民省本部 (Ottawa-Hull)

ア、カナダは今後、企業者や高級技能者の移住を援助、促進することゝなる。

イ、大都市ではなく地方センターにもチャンスが多く、こうした地方センターを創出してゆくために農産業への期待は大きい。又、この分野では農林省が技術その他の援助を行っている。

ウ、企業者移住の希望者が事前に視察旅行をするならばカナダ側は可能な限り協力をする。

エ、企業者移住には雇用の創出ばかりでなく輸出産業や輸入代替産業にも興味を持っている。

オ、企業移住者が技術者等の人材をともなつて来たいという場合、グループとしての移住審査は出来ないが、不可能ではない。(審査上若干の配慮がなされるということか)

カ、企業移住希望者はその業種と地域性に配慮すべきである。

⑥ 雇用移民省アルバータ地域事務所

ア、アルバータ州としては北方開発に強い関心を持っている。

イ、企業者移住については単に投資のみといった形でなく、アクティブな事業経営者を期待している。

- ⑦ アルバータ州高等教育・人材省 (Department of Advanced Education & Man - power) 及び観光・小企業省 (Department of Tourism & Small Business)
- ア、アルバータ州は経済環境も良く資源も豊富で安価であり、企業者移住の可能性は高い。
- イ、Lethbridge, Medicine Hat, Fort McMurray, Grande Prairie等地方センターの10地区を開発地域に指定し援助している。この地域での事業の可能性も大である。
- ウ、企業移住者としてはビジネスの方法を知っている人材を望む。又、投資だけというよりも積極的な活動家を期待する。
- エ、事前にカナダを視察旅行してほしい。必要な便宜供与は考えたい。
- オ、農業のスタートには資金援助を行なう。食品関係の企業にも援助する。
- カ、Small Community(地方センター)における製造的サービス業(パン屋、靴屋、自動車修理等)のチャンスは大である。
- キ、今後10年位に、アルバータ州北部はおいに発展するだろう。企業者にとっても大きなチャンスがあるだろう。
- ⑧ Peace - Liard 地域経済開発委員会 (Peace - Liard Region Economic Development Commission)
- ア、地域開発に対する日本側の協力を期待している。投資、移住者の双方で。
- イ、この地域には木材が豊富であり、この方面の可能性は大である。
- ウ、飼料やナタネ油関係、食品加工の企業に関心がある。
- エ、工場廃熱を利用した温室も4地域で計画中。
- オ、Industrial Park(工業団地)も準備している。
- ⑨ B.C. 州産業・小企業開発省 (Ministry of Industry and Small Business Development)
- ア、小企業のB.C. 州への進出は歓迎する。
- イ、B.C. 州開発公社が小企業投資を促進するため工業団地を準備している。(1エーカー - 50万ドル)
- ウ、企業移住者については、移住後6ヶ月間フォローする。
- エ、日本からの企業者移住のケースとしては、現在手続中のものも含めワリバン製造、塩せんべい製造、陶器製造、洋服仕立業、切花栽培(温室)等がある。
- オ、同業種の申請があった場合は先に申請を受けたものを優先する。
- ⑩ 雇用移民省ノヴァ・スコシア地域事務所
- ア、投資や企業の設立には、その地域の市場性ばかりでなく、国内全体や国際市場といった立地条件を見る必要がある。Halifax は港湾施設も良好で、鉄道の便も良く気候も

温暖で条件は良い。

イ、ノヴァ・スコシアでは企業設立に政府の特別補助金がある。

⑪ 通産省ノヴァ・スコシア地域事務所

ア、日本からの企業者移住としては、紙加工や電子関係が有望。

イ、企業移住者は、ノヴァ・スコシア州開発省の企業開発センターにコンタクトするのが良い。

4. 調査結果に関する若干の考察

(1) カナダの移住者受入体制の現況

人的資源移民省から雇用移民省への機構改革はあったものの、移住者受入体制には大きな変化はなく、従来通りと考えて良い。(事務所の名称変更等はあるが。)

移住者からは、いくつかの不満の声も聞えるが、政府が移住者受入れおよびその定着にこれだけの努力を行っている国は世界でもほとんど皆無で、移住者送出側の我々から見ても満足すべきものであると考えられる。たゞ語学上の問題で起るトラブルは重大である。これはトラブルの内容よりも言葉の不自由による精神的なダメージの方が大きく、行政サービスだけでは救い難いところがある。カナダ側はボランティア・グループも含め多様文化主義(Multi Culturalism)の立場から、言葉上の又文化の違いによる移住者の定着阻害要因の解消に努力しているが、移住者の英(又は仏)語能力と心がまえが問題解決の最大の武器となることは従来からも指摘されている通りである。私見としては言葉の問題以上に、性格的な適応力というのが重要に思える。外国に移住して適応してゆくのに向いている人とそうでない人というはあるように思える。これは単に外向的であるとか内向的であるとかといった単純な性格ではなく、もう少し総合的なものとして今後考えてゆきたい問題である。

(2) 比較的新しい移住者の現況

調査結果の項でも述べた通り、今回調査では当初の調査目的を果せなかったもので、こゝでは資料1に今回調査チームが面談した移住者の声を取りまとめておいた。なお、移住者に対する日本側の援助としては、南米諸国とは違いカナダ側の施策もかなり進んでおり、定着にかなりの時間と労苦を要する自営農業移住者が少いこともあり、移住者からも日本側に期待するものは少なかった。たゞ、子供達の日本語教育を中心とした文化的援助についてはいくつかの意見が聞かれた。教科書・教材の送付、日語教師の研究会等への援助、更には、日本(文化)紹介のためのVTRサービス等を研究してゆく必要性を感じた。

(3) 企業者移住について

こゝでは、カナダへの企業者移住を事業団が今後どうとり扱うかについて調査チームとしての意見を述べておく必要がある。

カナダに少なからぬ資金を携行し、何か小さなBusinessでも始めたいという移住相談者

が皆無ではない以上、事業団側の相談体制をどうするかは考えておかねばならないところである。又、今回調査において、この企業者移住に対するカナダ側の熱意を知り、企業を始めようとする者に対する種々の援助策を知り得たところであり、この移住形態を否定する理由はない。更に感触としては、大都市圏でのある程度の規模の事業開始には難しい点も多いと思われるが、従業員10名以下の小規模のものや地方中小都市での事業の場合には可能性も大きいと考えられる。勿論、事業経営には事業主本人の能力や事業内容が大きく影響するものであり、まったくリスクのない形で考えることは出来ないが、そのリスクは移住者本人の努力を受入側カナダの援助方策により回避してゆかねばならないのだろう。

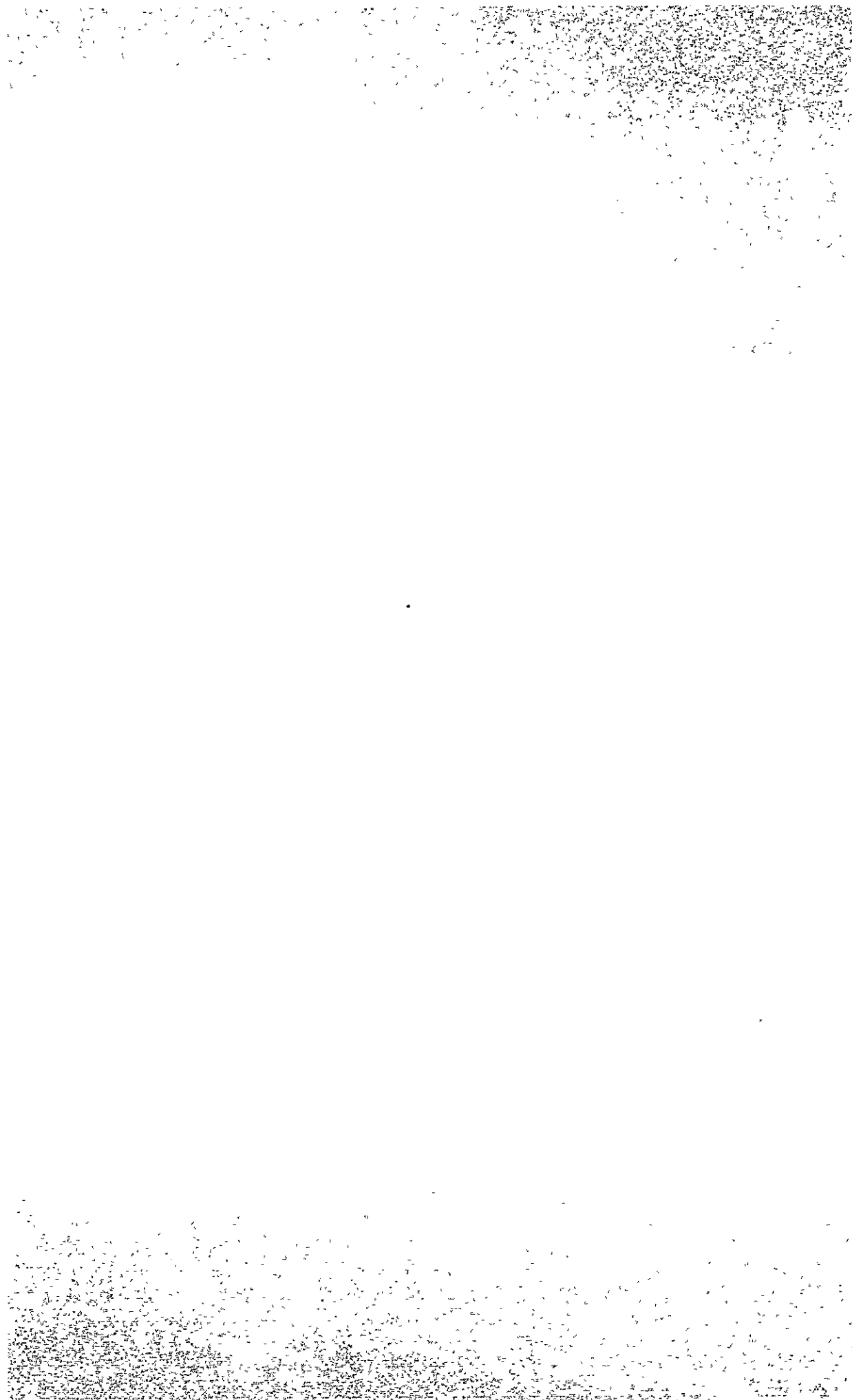
ともかく事業団の対応としては、次の点に絞り、通常業務同様とり扱ってゆくべきであろう。

- ① 移住の一形態としてその仕組みや手続の内容を紹介する。
- ② 企業者移住の希望者については、この移住の仕組を十分に説明し、必要書類等の手続指導を行なう。同時に、カナダの一般事情については、他のカナダ移住希望者同様に説明する。
- ③ 企業者移住に関する資料（主としてカナダ側作成のもの）は、極力相談窓口へ備え、移住希望者の利用に供する。
- ④ 企業活動の可能性や、各地域での可能業種、更には企業経営に関する専門的内容はカナダ大使館やカナダの適当な機関を紹介し、本人自らがその調査、研究にあたるよう指導する。
- ⑤ 事前調査を希望する者については、事業団がカナダ大使館やカナダの適当な機関を紹介する。
- ⑥ 企業者移住の希望者については、通常移住者とは異なり、カナダ側との接触がより多く必要とされるため、本部工業移住課もその指導にあたることとすべきであろう。このため国内支部は企業者移住の相談を受け付けた時は、工業移住課に移住相談カードを送付し、移住希望者の日本における企業経営の経歴、カナダでの希望職種、カナダでの定住希望地（少なくとも州名、出来れば都市・地域名）を通知することとする。

具体的なケースを扱うなかで検討すべき点も多く出て来ると思われるが、当面は上述の如くとり扱ってゆく中で研究を進めるということにすべきだと考える。

＜ 参 考 資 料 ＞

1. 調査チーム面談移住者のコメント
2. 溶接、自動車整備に関する資格、雇用慣習等
3. 収集資料リスト



資料1 調査チーム面談移住者のコメント

1. 移住者の要件として、情熱、熱心さが必要である。お金をもっているとなまじっかだめだ。昔は日本の評判はよくなかったので、一生懸命働いた。そういう意味で結果的に日本人の評価を高めてきた。しかし、今は違う。日本の評価はよくなった一方、新しく来た移住者は熱心さがなく、2～3件しか会社にあたらず、あきらめて挫折して、日本に帰国する人もいる。昔は仕事をさがすのに1日250件ぐらいはあったものだ。
2. 2～3年辛抱すれば自分にあった仕事は見つかり落着くものだ。仕事をやめたくなる、日本に帰りたくなるのはだれでもあることだ。これを辛抱すればいいところが見つかるのだ。
3. 石の上にも3年といわれるが、カナダに来て、やはり3年間の定着期間が必要である。製図技師が、製図技能者として働かなくてはならない場合もある。このアプローチがわかるまで3年はかかる。この期間が大切である。
4. 自分のめざした職業をすぐ見つけられない人は、あせるよりもレベルをおとして、たとえば看護婦であれば准看護婦になって働いた方がいい。いくらでも時間をかけ、あせらなければ職はある。免許を必要とする職種は、学校にも無料で入れてくれるので、向上心さえあれば、カナダでは国がその場を提供してくれる。
5. 1970年代の審査のきびしい時に移住して来た人は、帰った人は少ない。ゆるやかな時はカナダから帰国する人が多いのではないか。ガーデナー（庭師）の場合、2～3ヶ月間仕事をしてみれば、その事情がわかる。しかし、例えば建築家でカナダに入って、仮の仕事としてガーデナーになった場合、移住者が作業着を着て仕事場へ行くのは耐えられないことだ。このところががまんできるかどうかだ。
6. こちらで成功するためには人一倍働かなくてはだめだ。私も休みをとらずに夜10時、11時まで今まで仕事をしてきた。私のとなりの人も30代で副社長になっているけれど、やはり人一倍仕事をしている。家にまで仕事をもつてかえり、仕事をしている。
7. カナダから日本に帰る人は、もともとバンクーバーにいる気がなかったのではないか。いなかから都会へ、都会から外国へというパターンの延長線上にカナダはあり、いなかも都会も、外国も抵抗なく移っている。別に深刻に考えてはいない。しかし、家族もちにはそういう考えの人はいない。

8. ここカナダでは、会社は人間関係で仕事を行なっており、賃金が尺度である。現在時給 8 \$ で働いている人で、他の会社の方が良い待遇で雇うところがあり、退職したい場合、その上司の Forman も了解する。むしろ、なぜ移らないのだと不思議がるくらいだ。退職する理由は、ここカナダではほとんど Advancement としている。この方がいい。首にされて仕事がない時に求職活動をするのは、前歴に何かあったのではないかと疑われる。よりよい給料を求めてということと、レイオフされた場合（これも会社の都合であって、シニオリティなので、ここカナダで当然のこととして扱われる）は、やめた理由、やめる理由がはっきりしているので、次の職場につきやすい。
9. カナダ社会の中で、60%はイギリス系である。このイギリス系社会の中に入っていくことは、なかなか難しい。イギリス系の人々は、自分達が社会的に上のレベルであることを態度であらわす。そういう社会になっている。他の国々の人々はトップにはよほどのことでなければなれない。
10. オランダ人のカナダへの適応力は他の国に比べて、非常にいいそうだ。日本はとても適応性は悪い。
11. 2年前に日本へ帰ろうか、カナダに永住しようかを考えるために日本に帰ったが、子供の教育の点でカナダに永住することに決めた。海外で生活をした子供たちは、日本の教育にとってもついていけない。
12. 今、自動車の修理工場に勤めているが、私は独立する意志はない。独立している日本人の仲間を知っているが、私は人を雇うのには性に合わない。カナダの中で事業家になった場合、たえず技術革新されるので、中小企業はそれについてゆけない。大きな企業の方が便利である。
13. これから移住して来る人は、自分のつくったものを、自分の仕事を証明するものを、作品をもって来た方がいい。何かひとつ面接者の目にとまるように。
14. スーパーバイザーの上のクラスになると、人種的な問題が出て来て、日本人はそのポストにつくことが出来ない。
15. カナダでは、昼間の大学を卒業すると同じように夜間であっても就職は有利である。昼間と夜間との差はあまりない。

16. カナダで仕事が多いところは、アルバータ州だと思う。発展途上にある州であるから給料はいい。きびしいのは住宅であるが、これはバンクーバーの方がまだかなりきびしい。アルバータでは3ベッドルームで400～450\$であるが、バンクーバーでは700～800\$である。

17. 今、カナダ日系人の間で、戦時中強制収容された時の賠償問題がとりあげられている。とりあげる一つの理由として、日本人の共同体を破壊し、基本的人権を無視したことと、土地、財産を没収した点である。一世、二世の人々はもういい、昔のことを思い出させなくてもという人もいるが、三世の人々の中には、賠償は当然だという考えをもつ人が多い。

資料2 溶接、自動車整備に関する資格

(1) 溶接

カナダには、日本溶接協会のような団体、カナダ溶接協会（C.W.B）があり、こゝで免許を発行する。免許証は1年ごとに更新を行なうが、トロント市では免許がなくても実力があれば職場は認めてくれる。

日本で技能があつて、カナダですぐ免許をとりたい人は、私立の溶接学校に入ると良い。2週間で免許がとれる。しかし、日本人の場合、語学のハンディがあるので、英語を勉強しながら資格をとれる公立の6ヶ月コースが便利である。こゝではテキスト代以外の経費はいらない。

入社をするときには、どの職場でも溶接のテストが行なわれる。テスト時の服装は、ジーパン等で、ネクタイ、背広着は不適である。工具は持参する必要はない。面接は人事課の人と、直接働く予定のところのフォアマン（係長クラス）と面接することになる。

仕事を見つけるに際して、ただ Welder としてだけの求人広告を探すのは良くない。

Welder Fitter などのように、図面のよめる方が条件が良い。

なお、免許のクラスわけは、一級は第一層及びアルゴン、ヘリウムを使用でき、オールポジションができる人。2級はヘリウム・アルゴンがないもの。3級はブレンチャーテストのともなわないものとなっている。

(2) 自動車整備

資格制度については、日本の自動車の2級をとっていればすぐ受験できる。英語で不自由する人のためには、公立（大学）のコースの中に入って、6ヶ月間通えば問題はない。

カナダのカナダ人に対する職業訓練はアプレントイス制度が導入されている。主として3年間訓練が行なわれ、その内1年間は会社で見習いを行ない、その後、大学の自動車科で3ヶ月間学習をする。その後、会社、大学とくりかえしながら、訓練が終了することになる。具体的なことになるが、エンジンのオーバーホールは完全に行なっている。できないとだめである。デフレシヤルのオーバーホールをも行なっている。自動車整備の場合、溶接、板金、塗装の技術を必ずしももっていなくてもよい。塗装は分野がわかれている。排気カスの点検は、ハイドロカーボン、COの検査が出来ることが条件であるが、日本ほどきびしくない。燃料噴射装置（EFI）の点検を一般の整備工場で行なっているが、ガスステーションでは行なっていない。フルトラーなどの特殊車輛の整備は専門の工場で行なわれている。一般では行なっていない。なお、自動車整備工の試験を受ける際日本の大学又は高校の卒業証をもってくる。また職業証明をとっておくこと。免許を取得するには、大学省で試験があり、約3時間程のテストである。免許の更新は2年に一度であるが、住所をかえれば、再度

更新しなければならぬ。

仕事をきめる際の面接では、工具は自分でもっていった方がいい。製図も出来る人は製図器具を持参した方がいい。会社の試験期間はだいたい3ヶ月程である。

カナダでは自動車整備工は、人が少ないのですぐ職は見つかる。みつけ方として、エンプロイメントセンターや、新聞の求人欄や電話帳などで情報が入手出来る。

資料3 集収資料リスト

資料名

(一般状況説明)

Nova Scotia, Canada

Newcomers Guide to Services in Ontario

Living & Working in Alberta

Alberta Fact Sheet (シリーズ)

Social and Welfare Service, Education,
Climate, Accommodation, Taxation,
Conditions of Employment, Shopping
Practices, Health Services

British Columbia

Prince George, B.C. 1979

(求職者用資料)

Job Seekers Handbook

Guide For The Job Hunter

Creative Job Search Technique is ...

(失業保険、健康保険関係)

How to complete the Record of Employment

Unemployment Insurance (シリーズ)

How do you apply for a Social Insurance
Number?

Searching for work is a full-time job

Fishing isn't just another job.

UI(Unemployment Insurance) and you:
when you reach 65

You disagree?

A Baby bonus it's not.

Your report card - it gets things moving.

UI and you: How to file your claim

Have you worked long enough to get UI?
- in Ontario

How Unemployment Insurance works for
you.

Benefit Rate and Duration

作成機関

Industrial Estates Limited

Ontario Ministry of Culture and
Recreation

Advanced Education and Manpower

"

Ministry of Industry and Small
Business Development

Regional Development Commission

Advanced Education and Manpower

Employment and Immigration Canada

"

Employment and Immigration
Canada

"

"

(人材育成、職業訓練等)

People Planning-A Guide for Employers	Employment and Immigration Canada
Canada Community Development Project 1980-81	"
The Manpower Consultative Service	"
Canada (シリーズ)	"
Canada Manpower Industrial Training Program	
Critical Trade Skills Training	
Canada Manpower Training Program	
Canada Employment Information Sheet(シリーズ)	"
Manpower Programs of the Canada Employment and Immigration Commission	
What Canada Manpower Centres can do for Employers	
Employment Development	Alberta, Advanced Education and Manpower
Manpower Service Division	"
Apprenticeship & you	Ontario, Ministry of Colleges and Universities
(企業移住関係)	
カナダの企業誘致について	
CANADA. We Mean Business	Regional Economic Expansion
(カナダにおける中小企業経営に関する一般資料)	
Alberta (シリーズ1~6)	Alberta, Tourism and Small Business
Starting a Business in Alberta	
Financing a Business in Alberta	
Marketing for the Small Manufacturer in Alberta	
Operating a Small Retail Business in Alberta	
Operating a Small Manufacturing Business in Alberta	
Operating a Small Service Business in Alberta	

Running Your Own Summer Business	Employment and Immigration Canada
Starting a Farm in Canada	Agriculture Canada
Opportunities for Industry and Business in Canada	Regional Economic Expansion
Establishing a Business in British Columbia	Ministry of Industry and Small Business Development
A Small Business Development Policy for Ontario	Ministry of Industry and Tourism
Sources of Venture Capital in Canada	Industry, Trade and Commerce
Peace Liard Region Economic Development Overview	Peace Liard Region Economic Development Commission
Nova Scotia Manufacturing Opportunity Profile	Industrial Estates Limited
Doing Business in Canada (シリーズ)	Industry, Trade and Commerce
The Business Environment	
Federal Incentives to Industry	
Starting a Small Business in Ontario	Ministry of Industry and Tourism
Assistance to Business in Canada	Ministry of State for Economic Development
Doing Business in Canada	Canadian Imperial Bank of Commerce
(中小企業に対する援助プログラム)	
Profit Kit-Ontario Government Assistance for Small Business	Ministry of Industry and Tourism
Assisting Small Business Throughout Alberta	Tourism and Small Business
The Employment Tax Credit Program for Employers in Ontario	Employment and Immigration Canada
Business People	Business Information Centre
Enterprise Development Program	Industry, Trade and Commerce
Let's Talk. Business	Regional Economic Expansion
Small Businesses Loans	Industry, Trade and Commerce

For Businesses Anywhere in Canada	Federal Business Development Bank
Counselling Assistance to Small Enterprise	"
Program for Export Market Development	Industry, Trade and Commerce
Programs to Encourage Industrial Development in British Columbia	Department of Region, Economic Expansion
(関係法令)	
A Look at Canada's Immigration Act and Regulations	Employment and Immigration Canada
Businessman's Guide to the Foreign Investment Review Act	Foreign Investment Review Agency
Regional Development Incentives	Regional Economic Expansion
Office Consolidation of the Regional Development Incentives Act	Information Canada
(その他)	
It's about time ... to start thinking about your future	Alberta, Advanced Education and Manpower
Ontario Ministry of Industry & Tourism Review	Ministry of Industry and Tourism
Ontario and Multiculturalism	Ontario Ministry of Culture and Recreation

JICA